

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年10月21日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第3757号  
平成21年10月14日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年度監査報告第5号、平成18年度監査報告第1号・第5号、平成20年度監査報告第1号・第10号、平成21年度監査報告第1号・第2号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 21 監査報告第 2 号

監査の種類 行政監査

監査の結果

2 防災備蓄品や防災無線は適切に管理されているか。

(1) 数量管理は、適切に行われているか。

ア 市民局で管理する防災備蓄品

(ア) 正確なリストの作成について

防災備蓄品の数量管理については、市（総合防災課）が「備蓄品整備状況」を作成しており、備蓄倉庫毎に防災備蓄品の品目及び数量を把握している。

また、各備蓄倉庫には、「備蓄物品リスト」が備え付けられており、防災備蓄品の品目及び数量を確認できるようになっている。

しかしながら、現地調査において「備蓄品整備状況」の数量と現地確認のそれとを突合したところ、18 箇所中 8 箇所において食糧備蓄品の数量に不足が見受けられた。

これについて、市（総合防災課）に確認したところ、食糧の搬出入の際、その結果を直ちに「備蓄品整備状況」に反映させていないことが原因とのことであった。

これは、備蓄倉庫に備え付けの「備蓄物品リスト」についても、同様の状況であった。

「備蓄品整備状況」等のリストは、適切な数量管理の基礎となるものであることから、再度実際の数量とリストのそれとを突合し、必要に応じて修正するなど、正確なリストを作成されたい。

#### 講じた措置

防災備蓄品の数量管理については、平成 21 年 3 月に全備蓄倉庫の点検を行い、実際の備蓄物品の数量と「備蓄品整備状況」等のリストのそれとを突合し、必要に応じてリストの修正を行った。

今後も、備蓄倉庫の年 1 回の定期点検の際に上記突合を行い、必要に応じてリストを更新することとした。

報告書番号 21 監査報告第 2 号

監査の種類 行政監査

監査の結果

3 備蓄倉庫は適切に管理されているか。

(1) 中学校区単位に設置されている小学校の備蓄倉庫

イ 場所の掲示について

備蓄倉庫の室名が掲示されていない箇所や室名が「倉庫」又は「物資管理室」などと備蓄倉庫であることを把握することが困難な箇所が見受けられた。

場所の掲示は、備蓄倉庫の場所を把握する重要なものであることから、明確な室名表示を掲示するようにされたい。

講じた措置

備蓄倉庫の場所の掲示については、平成 21 年 3 月に全備蓄倉庫の点検を行い、「防災備蓄倉庫」との表示がなされていない倉庫の扉に対し、当該文字を印字したシール等を貼付し、明確な室名表示を行った。

報告書番号 21 監査報告第 2 号

監査の種類 行政監査

監査の結果

3 備蓄倉庫は適切に管理されているか。

(1) 中学校区単位に設置されている小学校の備蓄倉庫

オ 照明の確保について

コンテナ製の備蓄倉庫については、構造上照明設備を有していないが、それにもかかわらず懐中電灯等の照明器具を配備していなかった。

災害時には、夜間に防災備蓄品を搬出することもあると考えられることから、懐中電灯等を入口に常備するなど照明の確保について対策を講じられたい。

講じた措置

コンテナ製備蓄倉庫の照明の確保については、平成 21 年 3 月、全てのコンテナ製備蓄倉庫の扉の内側に携帯型セーフティライト(化学発光式ライト)を配備した。

報告書番号 21 監査報告第2号

監査の種類 行政監査

監査の結果

4 非常用井戸は適切に管理されているか。

(1) 非常用井戸

ア 施設名の表示について

非常用井戸の施設名の表示については、現地調査において確認した限り表示がされておらず、施設が非常用井戸であることを把握できないものとなっていた。

施設名の表示は、非常用井戸の場所を関係者に周知させるために重要なものであることから、必ず表示するようにされたい。

講じた措置

非常用井戸の施設名の表示については、平成21年3月、全ての非常用井戸の扉に対し、「非常用井戸」と印字したシールを貼付し、施設名を表示した。

報告書番号 21 監査報告第2号

監査の種類 行政監査

監査の結果

4 非常用井戸は適切に管理されているか。

(1) 非常用井戸

イ 施設の管理について

水質検査や機器の稼働確認等については、点検整備に係る委託契約を締結し、2か月に1度施設維持に係る点検整備を実施しているが、蛇口のハンドルが欠落している箇所が見受けられた。

一部の非常用井戸では、このような状況を防ぐため、通常はハンドルを外し非常用井戸の設備内に保管するという対策を講じている。

については、上記事例を参考にして、蛇口のハンドルを適切に管理されたい。

講じた措置

非常用井戸の蛇口ハンドルについては、平成21年3月、非常用井戸の設備内で保管するようにした。